

瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第27号

瀬戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年瀬戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 <省略> <u>(市が行う事務の特例)</u> 第4条 市は、 <u>当分の間、第2条各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第5条に規定する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行うものとする。</u>	附 則 (延滞金の割合の特例) 第3条 <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。